

特定建設作業実施届出書の 電子申請を開始しました

練馬区役所にご来庁いただかなくても手続きができます

1 電子申請の流れ

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/index.html>

- (2) 事前に申請者 ID ・パスワードを取得しておき、ログインします。
- (3) 練馬区 分類別検索 申請・届出 事業者向け 特定建設作業実施届出書にアクセスし、特定建設作業実施届出書の必要事項を入力します。また案内図・工程表等のファイルを添付します。
- (4) 申請が完了すると、申請したことを示すメールが届きます。
- (5) 区が内容を確認後、申請が受理されたことを示すメールが届きます。(電子申請手続完了)

電子申請手続完了後に必要な方は、東京共同電子申請・届出サービスのサイトにアクセスし、申請状況照会をプリントアウトしてください。

届出内容について、電話で問い合わせたり、必要に応じてご来庁いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

届出は特定建設作業を開始する7日前(いわゆる中7日前)までをお願いします。

- (1) 電子申請サービスの操作方法について

2 お問い合わせ先

東京共同電子申請・届出サービスでは、お客様のお問い合わせにお答えするために、ヘルプデスクを開設しています。利用方法、事前準備、操作方法など、ご不明な点はヘルプデスクにお問い合わせください。

電話番号：0120-03-0664

受付時間：午前8時30分から午後6時まで

(土曜・日曜・祝休日・12月29日～翌年1月3日を除く)

- (2) 特定建設作業実施届出書の記載内容について

練馬区のホームページ(特定建設作業の届出について)をご覧ください。環境部環境規制係にお問い合わせください。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/omonajorei/kankyo/kisei/tokutei.html>

電話番号：03-5984-4712 (直通)

受付時間：午前8時30分から午後5時まで

(土曜・日曜・祝休日・12月29日～翌年1月3日を除く)